

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示  
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

<公示・注意事項>

電子入札システム(以下「システム」という。)が機器更新のため、平成28年12月28日(水)午後6時から平成29年1月19日(木)午前9時まで、稼働停止となり利用できなくなります。

このため、参加表明書並びに技術提案書の提出者(以下「提出者」という。)からの提出資料及び発注者からの回答等を確認する期間を確保するため、以下の期間をシステム使用中止期間とします。なお、システムにより手続きを行う提出者においては、システム使用中止期間に該当する手続きについて下記の取扱いとします。

システム使用中止期間 : 平成28年12月27日(火)午後6時  
~平成29年1月19日(木)午前9時

1) 公示1(4)について

発注者の承諾を得て紙入札方式に代えたもの以外で、以下の対応を行う場合は、紙による提出に関して発注者の承諾を必要としない。

2) 公示5(2)について

説明書の交付期間のうち、平成28年12月28日(水)午後6時から平成29年1月19日(木)午前9時までの間は書面による交付を希望する場合と同様の扱いとする。

3) 公示5(3)について

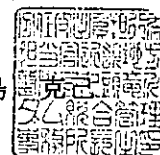
参加表明書の提出期間のうち、システム使用中止期間中は発注者の承諾を得て持参する場合と同様の扱いとする。

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成28年12月22日

分任支出負担行為担当官

近畿地方整備局九頭竜川ダム統合管理事務所長 松島



1 業務概要

(1) 業務名 九頭竜川上流ダム群再開発計画策定業務(電子入札対象案件)

(2) 業務内容 本業務は、九頭竜川水系河川整備計画に記載された「中角上流域ダム群による治水効果」を確保するため、中角上流域ダム群の最適なダム再開発計画を策定するものである。また、ダムの機能を最大限活用する操作方法的点検を実施するものである。

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から平成29年9月29日

(4) 本業務は資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

2 参加資格

技術提案書の提出者は、下記(1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は下記(2)に掲

げる資格を満たしている設計共同体であること。

(1) 単体企業

- (a) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び71条の規定に該当しない者であること。
- (b) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成27・28年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- (c) 近畿地方整備局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (d) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- (e) 参加希望者は代表者又は代理権限のある名義人のICカードにより、電子入札システムからダウンロードした当該業務の説明書及び設計図書等（以下「説明書等」という。）に基づき資料を作成すること。ただし、電子記録媒体（CD-R等）を下記5(1)に持参することにより電子データの交付を受け、資料を作成した者も可とする。
- (f) 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (g) 本業務に設計共同体として資料を提出した場合、その構成員は、単体として資料を提出することはできない。

(2) 設計共同体

上記(1)(a)から(f)まで（ただし、上記(1)(e)については設計共同体の構成員のうち一者が満たしていればよい。）に掲げる条件を満たしている者より構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年12月22日付け近畿地方整備局長）に示すところにより近畿地方整備局長から九頭竜川上流ダム群再開設計画策定業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。

3 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 参加表明者の経験及び能力
- (2) 配置予定の技術者の経験及び能力、手持ち業務の状況
- (3) 当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）

4 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 配置予定の技術者の経験及び能力  
配置予定の技術者の資格、同種又は類似業務の実績、地域精通度、担当した業務の業務成績
- (2) 業務の実施方針、実施フロー、工程表、その他  
業務の理解度、実施方針の妥当性、実施手順及び工程表の妥当性
- (3) 評価テーマに関する技術提案

5 手続等

(1) 担当部局 〒912-0021

近畿地方整備局 九頭竜川ダム統合管理事務所 総務課

電話 0779-66-5300 FAX 0779-66-5335

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

説明書等を電子入札システムにより交付する。（電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「掲載文書一覧」欄から、ダウンロードすること。）

交付期間は、平成28年12月22日から平成29年1月23日までのうち、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休

日（以下「休日」という。）を除く毎日、9時00分から18時00分まで。ただし、最終日は12時00分まで。

ただし、上記交付方法による入手ができない参加希望者に対しては、電子記録媒体（CD-R等）を下記(b)に持参することにより、電子データにて交付するので、下記(b)にあらかじめ申し込みを行った上で、以下の場所、期間にて交付する。

(a) 交付期間 平成28年12月22日から平成29年1月23日までの休日を除く  
毎日、9時00分から16時00分まで。ただし、最終日は12時00分まで。

(b) 申込先及び交付場所 〒912-0021 福井県大野市中野29-28  
近畿地方整備局 九頭竜川ダム統合管理事務所 総務課  
電話 0779-66-5300、FAX 0779-66-5335

(c) 交付申込期限 平成29年1月23日 12時00分まで

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法 平成29年1月23日 12時00分までに電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、持参により上記5(1)の担当部局に提出すること。なお、郵送による申請は認めない。

(4) 技術提案書の提出期限、提出場所及び方法 平成29年2月17日 12時00分までに電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、持参により上記5(1)の担当部局に提出すること。なお、郵送による申請は認めない。

## 6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 本業務における契約保証金は免除する。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5(1)に同じ。

(6) 上記2(1)(b)に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業、又は上記2(2)に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの（一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も上記5(3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

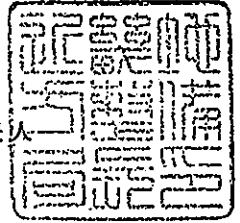
(7) 詳細は説明書による。

## 競争参加者の資格に関する公示

九頭竜川上流ダム群再開発計画策定業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成28年12月22日

近畿地方整備局長 池田 豊



### 1 業務内容

(1) 業務名 九頭竜川上流ダム群再開発計画策定業務

(2) 業務内容

本業務は、九頭竜川水系河川整備計画に記載された「中角上流域ダム群による治水効果」を確保するため、中角上流域ダム群の最適なダム再開発計画を策定するものである。また、ダムの機能を最大限活用する操作方法の点検を実施するものである。

主な業務内容は以下のとおりである。

- ・業務計画
- ・ダム群再開発計画策定
- ・ダム下流河川の流下検証
- ・関係機関協議資料作成
- ・ダム操作実施要領等の検証

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から平成29年9月29日

### 2 申請の時期

平成28年12月22日から平成29年1月23日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下、「休日」という。）を除く。）。

なお、平成29年1月24日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（休日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

受付時間は（受付期間中の各日とも）9時15分から16時30分までとする。

### 3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、平成28年12月22日から近畿地方整備局九頭竜川ダム統合管理事務所総務課において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

なお、平成28年12月22日から平成29年1月23日まで（休日を除く。）においては、電子入札システムにおいても交付する。ただし、下記日時において、電子入札システムの使用を中止するため、交付できない。

システム使用中止期間：平成28年12月27日（火）午後6時～

平成29年1月19日（木）午前9時

(2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に九頭竜川上流ダム群再開発計画策定業務設計共同体協定書（4(4)の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（必着。書留郵便に限る。）により提出すること。なお、電子入札システムによる申請は認めない。

提出場所は次のとおりとする。

〒540-8586

大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館

近畿地方整備局 総務部契約課 調査係 電話 06-6942-1141

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

### 4 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年3月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成28年3月31日付け公示」という。）6（測量・建設コンサルタント等業務）の(1)から(4)までに掲げる項目を確認したうえで設計共同体としての資格があると認定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- 1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
  - 2) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成 27・28 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
  - 3) 近畿地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。
  - 4) 平成 28 年 3 月 31 日付け公示 5（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。
- (2) 業務形態
- 1) 構成員の分担業務が、業務の内容により、九頭竜川上流ダム群再開発計画策定業務設計共同体協定書において明らかであること。
  - 2) 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、九頭竜川上流ダム群再開発計画策定業務設計共同体協定書において明らかであること。
- (3) 代表者要件
- 構成員において決定された代表者が、九頭竜川上流ダム群再開発計画策定業務設計共同体協定書において明らかであること。
- (4) 設計共同体の協定書
- 設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成 10 年 12 月 10 日付け建設省厚契発第 54 号、建設省技調発第 236 号、建設省営建発第 65 号）の別紙 1 に示された「設計共同体協定書」によるものであること。
- 5 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い
- 4 (1) 2) の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も 2 及び 3 により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4 (1) 2) の認定を受けていない構成員が 4 (1) 2) の認定を受けることが必要である。また、この場合において、4 (1) 2) の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに 4 (1) 2) の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。
- 6 資格審査結果の通知
- 「競争参加資格認定通知書」により通知する。
- 7 資格の有効期間
- 6 の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。
- 8 その他
- (1) 設計共同体の名称は、「九頭竜川上流ダム群再開発計画策定業務△△・××設計共同体」とする。
  - (2) 当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時ににおいて、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く）」（平成 28 年 1 月 22 日付け分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局九頭竜川ダム統合管理事務所長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。